省　令

○文部科学省
厚生労働省令第三号

栄養士法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百五十二号）の施行に伴い、管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令

管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（指定の基準） **第二条**　令第十条の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十一　（略） ２　（略） （内容変更の承認） **第四条**　令第十一条の規定による内容変更の承認を受けようとする学校の設置者は、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 （変更の届出） **第五条**　指定を受けた学校の設置者に係る令第十三条の主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。	（指定の基準） **第二条**　令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十一　（略） ２　（略） （内容変更の承認） **第四条**　令第十二条第一項の規定による内容変更の承認を受けようとする学校の設置者は、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は、変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は、変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 （変更の届出） **第五条**　指定を受けた学校の設置者に係る令第十四条の主務省令で定める事項は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～九十七　（略） 九十八　二―（四―エトキシベンジル）―一―（二―ジエチルアミノ）エチル―五―メチルベンズイミダゾール及びその塩類 九十九～二百四十六　（略） 二百四十七　四―プロパノイルオキシ―Ｎ・Ｎ―ジメチルトリプタミン及びその塩類 二百四十八～二百八十八　（略） 二百八十九　Ｎ―（二―メチルフェニル）―Ｎ―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）プロパンアミド及びその塩類 二百九十～三百五十四　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～九十七　（略） （新設） 九十八～二百四十五　（略） （新設） 二百四十六～二百八十六　（略） （新設） 二百八十七～三百五十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第百六号

栄養士法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第二百五十二号）の施行に伴い、栄養士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

栄養士法施行規則の一部を改正する省令

栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（養成施設の指定の基準） **第九条**　令第九条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十九　（略）	（養成施設の指定の基準） **第九条**　令第十条第三号の規定による厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～十九　（略）